

富田林市条例第 号

すばるホール条例の一部を改正する条例

すばるホール条例（平成2年富田林市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表1表 すばるホール施設の利用料金の上限額中

レセプション ホール	平日	23,830	31,870	31,870	55,710	63,750	87,590
	土・日 ・休日	28,510	38,190	38,190	66,810	76,380	104,900
レセプション ホール控室		2,640	3,460	3,460	6,110	6,920	9,570

及び

アルデバラン	1時間につき1,010円
--------	--------------

を削り、同表備考4ただし書中「及びアルデバラン」を削る。

別表2表 附属設備の利用料金の上限額中

銀河の間	舞台設備	1,010円
	照明設備	1,010円
	音響設備	2,030円
	映写設備	5,090円
	楽器	1,620円

を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。